

2026年1月

[LinkedIn](#)でフォローする

規制に関する最新情報

EU、タクソノミー報告に関するFAQを公表

著者: [Ruth Knox](#) ・ [Joanna Broadwith](#)

EUは、環境的に持続可能な活動に関連して開示される情報の内容および提示方法の簡素化に関する委任規則（Delegated Act）を採択し、タクソノミー報告の合理化を図りました。この変更は2026年1月1日より適用され、2026年1月8日付のEU官報に掲載されております。これに先立ち、2025年12月17日には、欧州委員会がタクソノミー報告要件の改正に関する[FAQ案（草案）](#)を公表いたしました。

このFAQ案は、2025年会計年度に使用可能なテンプレート、金融事業者に対する詳細なタクソノミー報告の2年間のオプトアウト（適用除外）の範囲と運用、マテリアリティ（重要性）の適用、および特別目的事業体（SPV）に対するエクスポージャーの取り扱いなど、実務上の多数の報告課題について有用な見解を示しています。特に注目すべき点として、欧州委員会は、過去の報告テンプレートを使用する場合であっても、銀行が2025年会計年度の手数料・コミッションKPIやトレーディング勘定KPIを開示する必要がないことを確認しております。

2025年会計年度の報告について

2025年会計年度について、報告企業様は以下のいずれかを選択していただくことが可能です。

- オムニバス委任規則（2026年1月1日から適用）により改正された報告規則を適用。
- 2025年12月31日まで施行されている規則を引き続き適用。その場合、当該規則を全面的に適用していただく必要がございます。

FAQでは、会計年度が暦年と一致しない場合であっても、2026年に公表される報告書については、2025年12月31日を期末とする会計年度においてはこれら両方の選択肢が利用可能であることが確認されています。報告企業様におかれましては、サステナビリティ報告書の補足説明情報（コンテキスト情報）において、どちらの規則を適用したかを明確にご記載いただくことが推奨されます。

銀行が2025年12月31日以前の規則を適用する場合、2026年公表の報告書においてトレーディング勘定KPIや手数料・コミッションKPIを開示する義務はございません。新規則に基づいて2026年の報告書を作成される場合は、2025年の比較数値に使用した算定方法との違いにつ

いて、経営報告書のタクソノミー開示セクションの補足説明情報にてご説明いただく必要がございます。また、比較可能性を向上させるために、2025年のデータを再計算していただくことも可能です。

金融事業者に対する詳細なタクソノミー報告から2年間のオプトアウト（適用除外）

オムニバス委任規則により、アセットマネージャー、信用機関、投資会社、保険・再保険会社などの金融事業者様向けに、詳細なタクソノミー報告からの一時的な2年間のオプトアウト（2026年1月1日から2028年1月1日まで利用可能）が導入されました。これは「オール・オア・ナッシング（全か無か）」の制度であり、部分的な適用は認められておりません。このオプトアウトは、欧州委員会がタクソノミーの技術的スクリーニング基準および開示フレームワークを見直す間、報告コストを軽減することを目的としています。

なお、このオプトアウトには厳格なグリーンウォッシュ防止条件が課されています。開示委任規則第7条(9)に基づき、報告を行う金融事業者が、外部ステークホルダーや一般向けの情報発信において「自社の活動がタクソノミーに適合している」との主張を行わない場合限り、利用可能となります。そのような主張を行う場合は、完全なタクソノミーKPI報告が適用され、オプトアウトはご利用いただけません。

欧州委員会は、特に以下の点を明確にしています。

- この制限は「タクソノミーに適合している」との主張に対するものであり、タクソノミー適合活動そのものを実施することを制限するものではありません。
- 過去の会計年度に行われた主張は考慮されません。
- 以下のいずれかに該当する事業者は、オプトアウトをご利用いただけません。
 - 2026年または2027年にグリーンボンドを発行し、その調達資金がタクソノミー適合活動に充当されると主張する、あるいはタクソノミー適合グリーンボンドの発行について助言または支援を行ったと主張する事業者。
 - タクソノミーへの適合を積極的に主張する、サステナブルファイナンス開示規則（SFDR：Sustainable Finance Disclosure Regulation）第8条または第9条に基づく金融商品を運用・提供する事業者、あるいは当該商品に対してポートフォリオ管理またはリスク管理業務を提供する事業者。

一方で、EUタクソノミー以外のフレームワークに基づいたサステナビリティに関する主張は、仮にEUタクソノミーの要素が参照されていたとしても、それ単独ではオプトアウトの利用を妨げるものではありません。

マテリアリティ（重要性）

国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）第8号の下では、企業は重要な事業セグメントに関する特定の財務情報（売上高やセグメント損益など）を開示する必要があります。ただし、セグメントはマテリアリティ（重要性）の閾値を満たした場合のみ報告対象となります。欧州委員会は、IFRS第8号に基づく重要性評価とタクソノミー報告との間の一貫性の必要性を強調しています。IFRS第8号において報告対象セグメントが重要とみなされる場合、当該セグメント内の個々の事業活動が単独では重要でないと判断される場合であっても、タクソノミーの観点から非重要（ノンマテリアル）として扱うべきではございません。

また、FAQでは、企業が同一の経済活動の一部についてタクソノミー適合性評価を省略することはできないと確認されています。例えば、建設会社が複数の法域で同じ活動を行って

る場合、相対的な売上高のみを根拠として、ある国ではその活動を重要とし、別の国では非重要として扱うことは認められません。ただし、特定の地理的地域で実施された活動については、それがIFRS第8号の開示内容、重要な活動に関する全体的なタクソノミー報告、および非重要な活動の経済セクターに関する情報開示要件と一貫している場合に限り、非重要として扱うことが可能なケースもございます。

特定目的事業体 (SPV)

オムニバス委任規則では、金融事業者は直接および間接的なエクスポージャー（投融資等）の両方を把握しなければならないことが明確化されました。企業サステナビリティ報告指令（CSRD: Corporate Sustainability Reporting Directive）に基づくサステナビリティ報告の義務対象となっている企業へ資金提供を行うSPVに対するエクスポージャーについては、金融事業者のKPIの分子および分母にこれらを含めていただく必要がございます。この規則は、単体レベルおよび連結レベル双方の金融事業者のSPVに対するエクスポージャーに適用されます。

欧州委員会は、報告企業がKPIを算出する際、SPVを「ルックスルー（透過的に評価）」すべきであると説明しています。これには、資金提供先企業のKPIを使用する（一般的な資金調達用SPVの場合）、またはSPVの裏付け資産を評価する（資産保有型SPVの場合）方法がございます。これらのエクスポージャーは、SPVを通じて資金提供される事業体の種類に対応するテンプレートの行に報告していただく必要がございます。

報告を行う金融事業者が、自社の資金がSPVの所有する特定の資産に充当されることを把握している場合、当該資産の運営者がCSRDの対象外であっても、任意でKPIの分母にそのエクスポージャーを含めることが認められています。建物を所有するSPVへの投資は不動産に対するエクスポージャーとして扱われ、当該建物の運営者や賃借人が誰であるかにかかわらず、KPIの分母に含めていただく必要がございます。

【ご相談窓口】

本件の動向に関してご質問等がございましたら、以下のポールヘイスティングス・ロンドンオフィスの各国法弁護士まで、どうぞお気軽にお問い合わせください。

Ruth Knox
+44-20-3321-1085
ruthknox@paulhastings.com

Joanna Broadwith
+44-20-3986-1236
joannabroadwith@paulhastings.com

Olga Belosludova
+81-3-6229-6137
olgabelosludova@paulhastings.com

免責事項：「Stay Current」は、ポールヘイスティングスのクライアントおよび関係者の皆様への情報提供のみを目的として発行されたものであり、法的なアドバイスとして依拠または解釈されるべきものではありません。本稿に示されている見解は執筆者個人のものであり、必ずしもポールヘイスティングスの公式な見解を代表するものではありません。最近の動向や特定の事実関係に関する具体的な情報については、必ず法律顧問の意見をお求めください。なお、本資料は一部の法域において「弁護士広告」とみなされる場合がございます。ポールヘイスティングスは有限責任事業組合（LLP）です。